

○伊佐市移住・住み替え促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市の住環境の整備及び空き家の有効活用をもって地域の活性化を図るため、移住促進又は集落再生・活性化若しくは子育て環境の改善に資する移住・住み替えによる住宅の新築又は空き家の増改築に必要な費用に対し、予算の範囲内において、伊佐市移住・住み替え促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊佐市補助金等交付規則（平成20年伊佐市規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家補助対象者が入居する直前に、対象物件が次に掲げるいずれかに該当する住宅のことをいう。
 - ア 空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定する空家等（以下「空家等」という。）であって、かつ市長が空家等であった事実を確認することができる住宅をいう。
 - イ 伊佐市空き家・空き店舗バンク実施要綱（平成29年伊佐市告示第146号）に基づき登録された空き家・空き店舗のうち住宅をいう。
- (2) 移住者 申請日前3年から補助金額の確定までに市内に転入する世帯主であって、当該転入の直前に市外に継続して10年以上居住していたものをいう。
- (3) 子育て世帯 生計を一にする満15歳以下（申請日の属する年度の末日時点）の者と同居する世帯をいう。
- (4) 若者世帯 とともに満40歳以下（申請日の属する年度の末日時点）である夫婦が同居する世帯をいう。
- (5) 新築 移住者、子育て世帯又は若者世帯の世帯主が市内に新たに住宅を建築することをいう。
- (6) 増改築 市内にある空き家を増築、改築、修繕又はリフォームすることをいう。
- (7) 対象物件 補助対象経費に係る住宅のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する世帯主（移住者を含む。）又は市内に事業所を有する法人の

代表者（社員寮及び社宅（以下「社員寮等」という。）として空き家を活用する場合であり、かつ入居者の自治会加入を要件とする場合に限る。）

- (2) 対象物件の新築、増改築を工事請負契約の締結により市内業者に発注する者
- (3) 対象物件に入居することにより、市内に自ら所有する住宅を空き家と同様の状態にしない者
- (4) 市区町村税の滞納がない者
- (5) 公序良俗に反する行為、政治的活動又は宗教的活動に関する行為を行わない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係がない者

2 前項の規定にかかわらず、対象物件への入居時期に関しては、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 新築の場合 補助金の交付決定後から補助金額の確定までに対象物件に入居する者
- (2) 増改築の場合 補助金の申請日前6月から補助金額の確定までに対象物件に入居するもの
- (3) 法人の増改築の場合 補助金の交付決定後から補助金の交付後1月までに入居者を対象物件に入居させることができる者

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、補助対象者が移住・住み替えにより必要となる住宅の新築又は増改築に必要な費用のうち別表第1に掲げる経費とし、補助対象経費の合計が100万円を超える場合を対象とする。ただし、他の補助金等の交付の対象とした経費については、補助対象経費から除くものとする。

（補助金の種類及び額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計の5分の1以内とし、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

- (1) 新築の場合 30万円
- (2) 増改築の場合 50万円
- (3) 社員寮等として法人が増改築する場合 100万円

2 前項に定めるもののほか、補助対象経費が250万円を超え、かつ別表第2に示す区分の条件を満たす場合は、それぞれ同表に定める金額を補助金の額に加算する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、移住・住み替え促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 新築工事

- ア 工事請負契約書の写し
- イ 工事設計図の写し
- ウ 工事見積書の写し
- エ 着工前の現況写真
- オ 市区町村税の滞納のないことが証明できる書類
- カ 続柄が記載された世帯全員の住民票(転入予定者にあつては、転入手続き完了後にあらためて提出すること)
- キ その他市長が必要と認める書類

(2) 増改築工事

- ア 所有権を証する書類(登記済証の写し、名寄せ帳等)
- イ 工事請負契約書の写し
- ウ 工事設計図の写し
- エ 工事見積書の写し
- オ 着工前の現況写真
- カ 市区町村税の滞納のないことが証明できる書類
- キ 続柄が記載された世帯全員の住民票(転入予定者にあつては、転入手続き完了後にあらためて提出すること)、法人にあつては定款・規約等の写し
- ク 移住・住み替え促進事業補助対象工事施工同意書(様式第2号)(空き家の借主が改修する場合)
- ケ その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条による補助金の交付申請があつた場合は、その内容を審査のうえ補助金交付の可否を決定し、移住・住み替え促進事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

(現場確認)

第8条 市長は、事業を適正に執行するため、工事の状況を施工の現場において確認することができる。

(申請の取下げ)

第9条 第7条第1項の決定通知を受理した補助対象者が、諸事情により申請を取り下げるときは、市長と協議の上、移住・住み替え促進事業補助金申請取下げ書(様式第4号)を提出することにより、当該通知に係る申請を取り下げることができる。

(事業内容の変更)

第10条 補助対象者は、第7条第1項の決定通知書を受領した後、事業の内容を変更するときは、移住・住み替え促進事業補助金変更申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更工事見積書の写し
- (2) 変更工事内容の分かる図面
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、その旨を次の各号に掲げる区分に応じ、補助対象者に通知するものとする。

- (1) 補助金の交付決定額に変更が生じている場合 移住・住み替え促進事業補助金変更交付決定(却下)通知書(様式第6号)
- (2) 前号に掲げる変更以外の変更が生じている場合 移住・住み替え促進事業補助金変更承認(却下)通知書(様式第7号)

(事前着手承認)

第11条 補助対象者は、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、補助金事前着手承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、事前着手の承認の可否を決定し、その旨を移住・住み替え促進事業事前着手承認(却下)通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助対象者は、事業が完了したときは、移住・住み替え促進事業実績報告書(様式第10号)に次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 新築工事

ア 所有権を証する書類（登記済証の写し等）

イ 工事費用内訳書及び領収書の写し

ウ 工事写真（工事中及び完成）

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 増改築工事

ア 工事費用内訳書及び領収書の写し

イ 工事写真（工事中及び完成）

ウ その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領し、報告書類の審査及び完成検査により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、移住・住み替え促進事業補助金交付額確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の通知を受けた補助対象者が補助金を請求しようとするときは、移住・住み替え促進事業補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金に係る交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他市長が指示した事項に違反したとき。

(2) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は事業の実施について不正な行為をしたとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

（財産の処分の制限）

第16条 補助対象者は、補助対象経費として取得した財産又は効用の増加した財産（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する財産。以下「取得財産」という。）を補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して2年間は、市長の承認を受けずに事業の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、当該取得財産の耐用年数を経過しているときは、この限りでない。

2 市長は、補助対象者が補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年以内に当該取得財産を処分することにより収入がある又は見込まれる場合は、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させるものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月6日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

経費	種別	内容
新築	家屋	新築する費用のうち、工事請負契約により整備する経費を対象とする。ただし、土地の取得費用を除く。
増改築	家屋	増改築する費用のうち、工事請負契約により整備する経費を対象とする。ただし、土地の取得費用を除く。
	付帯設備	増改築の一部として工事請負契約に含めて整備する場合は対象とする。ただし、改修を伴わず物品の購入のみとなる場合は対象としない。

備考 別表第1のいずれの経費区分においても、住宅以外の部分は、その全部又は延床面積にて按分した額を控除するものとする。

別表第2（第5条関係）

区分	条件	加算金額
移住者加算	補助対象者が移住者として対象物件に居住する場合	20万円
年齢加算	補助対象者が子育て世帯又は若者世帯として対象物件に居住する場合	5万円
小規模集落加算	対象物件が大川小学校区以外にあり、かつ補助対象者が自治会に加入する場合	5万円

伊佐市長 殿

申請者 住所
氏名 印
電話

移住・住み替え促進事業補助金交付申請書

移住・住み替え促進事業を実施したいので、伊佐市移住・住み替え促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請の内容

工事予定額	円					
補助対象物件	所在地					
	所有（予定）者					
施工業者	住所					
	名称					
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
申請区分	<input type="checkbox"/> 新築工事			<input type="checkbox"/> 増改築工事		
加算要件	<input type="checkbox"/> 移住者 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 小規模集落					
世帯構成 (申請日現在)	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業	備考

2 添付書類

(1) 新築工事

- 工事請負契約書の写し
- 工事設計図の写し
- 工事見積書の写し
- 着工前の現況写真
- 市区町村税の滞納のないことが証明できる書類
- 続柄が記載された世帯全員の住民票（転入予定者にあつては、転入手続き完了後にあらためて提出すること）
- その他市長が必要と認める書類

(2) 増改築工事

- 所有権を証する書類（登記済証の写し、名寄せ帳等）
- 工事請負契約書の写し
- 工事設計図の写し
- 工事見積書の写し
- 着工前の現況写真
- 市区町村税の滞納のないことが証明できる書類
- 続柄が記載された世帯全員の住民票（転入予定者にあつては、転入手続き完了後にあらためて提出すること）、法人にあつては定款・規約等の写し
- 移住・住み替え促進事業補助対象工事施工同意書（空き家の借主が改修する場合）
- その他市長が必要と認める書類

年 月 日

伊佐市長 殿

所有者 住所
(貸主) 氏名
電話

印

移住・住み替え促進事業補助対象工事施行同意書

私が所有する下記の空き家について、申請者（借主） が行う伊佐市移住・住み替え促進事業に係る住宅の増改築工事の施工について、異議なく同意します。なお、当該家屋に関する紛争等があった場合は、当方において解決し、貴市に迷惑はかけません。

記

1 空き家の所在地

伊佐市

様

伊 佐 市 長 印

移住・住み替え促進事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった移住・住み替え促進事業補助金について、伊佐市移住・住み替え促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定・却下したので通知します。

記

1 次のとおり、交付を決定します。

(1) 交付金額 円

内訳	基本額	<input type="checkbox"/> 新築工事	円
		<input type="checkbox"/> 増改築工事	円
	加算額	<input type="checkbox"/> 移住者	円
		<input type="checkbox"/> 年齢	円
		<input type="checkbox"/> 小規模集落	円

(2) 交付条件

ア 年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、補助事業を期日までに完了できない場合は、あらかじめ市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

イ 補助対象者は補助事業の遂行の状況に関し、市長の要求があったときには、直ちに市長に報告しなければならない。

2 次のとおり、却下します。

却下の理由

年 月 日

伊佐市長 殿

申請者 住所

氏名

印

移住・住み替え促進事業補助金申請取下げ書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた移住・住み替え促進事業補助金について、補助金申請を取り下げたいので、伊佐市移住・住み替え促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助金申請の取下げ理由

年 月 日

伊佐市長 殿

申請者 住所

氏名

印

移住・住み替え促進事業補助金変更申請書

年 月 日付け第 号で交付決定通知を受けた移住・住み替え促進事業補助金について、補助金申請内容の変更の承認を受けたいので、伊佐市移住・住み替え促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請内容の変更理由

2 添付書類

- (1) 変更工事見積書の写し
- (2) 変更工事内容の分かる図面
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

第 号
年 月 日

様

伊佐市長 印

移住・住み替え促進事業補助金変更交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで変更申請のあった移住・住み替え促進事業変更申請について、伊佐市移住・住み替え促進事業補助金交付要綱第10条第 2 項の規定により、下記のとおり決定・却下したので通知します。

記

- 1 次のとおり決定します。

補助金の交付決定額

変更前	円
変更後	円

- 2 次のとおり却下します。

却下の理由

第 号
年 月 日

様

伊佐市長 印

移住・住み替え促進事業補助金変更承認（却下）通知書

年 月 日付けで変更申請のあった移住・住み替え促進事業変更申請について、伊佐市移住・住み替え促進事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり承認・却下したので通知します。

記

- 1 次のとおり承認します。

変更の内容

- 2 次のとおり却下します。

却下の理由

年 月 日

伊佐市長 殿

申請者 住所

氏名

印

移住・住み替え促進事業補助金事前着手承認申請書

移住・住み替え促進事業を、下記のとおり早期に実施したいので、承認くださるよう伊佐市移住・住み替え促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事前着手の理由

2 着手予定年月日

3 完成予定年月日

第 号
年 月 日

様

伊佐市長 印

移住・住み替え促進事業補助金事前着手承認（却下）通知書

年 月 日付けで承認申請のあった移住・住み替え促進事業事前着手承認申請について、伊佐市移住・住み替え促進事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり承認・却下したので通知します。

記

1 次の条件を付して承認します。

条件

- 1 当該事業の全部又は一部が補助の対象とならなかった場合において、異議の申立てはしないこと。
- 2 事前施行であっても、関係法令及び例規等を遵守すること。

2 次のとおり却下します。

却下の理由

年 月 日

伊佐市長 殿

申請者 住所

氏名

印

移住・住み替え促進事業実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定通知を受けた移住・住み替え促進事業を実施したので、伊佐市移住・住み替え促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 実績報告の内容

工事費	円	
補助対象住宅	所在地 所有者	
施工業者	住 所 名 称 代表者	
工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
着工及び完成日	着工日 年 月 日	完成日 年 月 日
申請区分	<input type="checkbox"/> 新築工事	<input type="checkbox"/> 増改築工事
加算要件	<input type="checkbox"/> 移住者 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 小規模集落	

2 添付書類

(1) 新築工事

- 所有権を証する書類（登記済証の写し等）
- 工事費用内訳書及び領収書の写し
- 工事写真（工事中及び完成）
- その他市長が必要と認める書類

(2) 増改築工事

- 工事費用内訳書及び領収書の写し
- 工事写真（工事中及び完成）
- その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

伊佐市長 印

移住・住み替え促進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった移住・住み替え促進事業補助金について、伊佐市移住・住み替え促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額 円

内訳	基本額	<input type="checkbox"/> 新築工事	円
		<input type="checkbox"/> 増改築工事	円
	加算額	<input type="checkbox"/> 移住者	円
		<input type="checkbox"/> 年齢	円
		<input type="checkbox"/> 小規模集落	円

年 月 日

伊佐市長 殿

申請者 住所

氏名

印

移住・住み替え促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付額確定通知を受けた移住・住み替え促進事業について、伊佐市
移住・住み替え促進事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
口座の種類	普通 当座 その他	口座番号	
口座名義	(フリガナ)		